

大気規制及び届出の概要(有害物質・VOC編)

工場・事業場における事業活動に伴って発生するばい煙等の有害物質については、「大気汚染防止法」（以下「法」という。）及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」（以下「県条例」という。）による規制等があります。

このリーフレットは、工場・事業場（以下「工場等」という。）に関するばい煙等の有害物質の規制及び届出の概要について作成したものです。

1. 規制対象地域 名古屋市全域

2. 規制対象物質及び規制対象施設

規制対象物質等	規制種類	根拠法令	規制対象施設	番号
揮発性有機化合物（VOC）	排出基準（濃度基準）	法	揮発性有機化合物排出施設（塗装施設及び乾燥施設等）	①
有害物質（下表、有害物質一覧表参照）	排出基準（濃度基準）	法 県条例	ばい煙発生施設（化学工業品又は石油製品の製造の用に供する蒸発施設等）	②
ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン	指定物質抑制基準（濃度基準）	法	指定物質排出施設	③
炭化水素系物質	構造並びに使用及び管理に関する規制	県条例	炭化水素系物質発生施設（ガソリンの貯蔵施設等）	④

3. 有害物質一覧表

法	有害物質（5物質） (1) カドミウム及びその化合物 (2) 塩素及び塩化水素 (3) 鉛及びその化合物 (4) ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素 (5) 窒素酸化物 [ばい煙編をご覧ください]		
県条例	有害物質（22物質） (1) カドミウム及びその化合物 (2) 塩素及び塩化水素 (3) ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素 (4) 鉛及びその化合物 (5) ベンゼン (6) 硫化水素 (7) 二硫化炭素 (8) シアン及びその化合物 (9) ホルムアルデヒド (10) トルエン (11) キシレン (12) ノルマルヘキサン (13) シクロヘキサン (14) メチルアルコール (15) 酢酸エチルエステル (16) 酢酸ブチルエステル (17) メチルエチルケトン (18) トリクロロエチレン (19) テトラクロロエチレン (20) ジクロロメタン (21) アクリロニトリル (22) 酸化エチレン		

名古屋市環境局

①揮発性有機化合物排出施設及び排出基準

(法第2条第5項、法第17条の4、法施行令第2条の3)

項	揮発性有機化合物排出施設の種類 (VOC排出施設)	対 象 規 模 等	排出基準 (ppmC)	
			施設の設置年月日	
			～H18. 3. 31	H18. 4. 1～
一	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設(揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。)	送風機の送風能力が3,000m ³ ／時以上のもの	600	
二	塗装施設(吹付塗装を行うものに限る。)	排風機の排風能力が100,000m ³ ／時以上のもの	700	400
		自動車製造の用に供するもの 前項に掲げる以外のもの	700	
三	塗装の用に供する乾燥施設(吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。)	送風機の送風能力が10,000m ³ ／時以上のもの	1000	
		木材又は木製品(家具を含む。)の製造の用に供するもの 前項に掲げる以外のもの	600	
四	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料(合成樹脂を積層するものに限る。)の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が5,000m ³ ／時以上のもの	1400	
五	接着の用に供する乾燥施設(前項に掲げるもの及び木材又は木製品(家具を含む。)の製造の用に供するものを除く。)	送風機の送風能力が15,000m ³ ／時以上のもの	1400	
六	印刷の用に供する乾燥施設(オフセット輪転印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が7,000m ³ ／時以上のもの	400	
七	印刷の用に供する乾燥施設(グラビア印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が27,000m ³ ／時以上のもの	700	
八	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設(洗浄の用に供する乾燥施設を含む。)	洗浄剤が空気に接する面の面積が5㎡以上のもの	400	
九	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20kPaを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。))のものを除く。)	容量が1,000kL以上2,000kL未満のもの	猶予	60,000
		容量が2,000kL以上のもの	60,000	

注1 揮発性有機化合物とは、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物(浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質(メタン・フロン類)を除く。)をいう。(法第2条第4項)

2 「ppmC」とは、ppmにその物質の炭素数を乗じて算出(例 トルエン100ppmであれば炭素数7であるので100×7=700ppmC)

3 「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設で、送風機がない場合は、排風機の排風能力を規模の指標とする。

4 「乾燥施設」には、「焼付施設」も含まれ、VOCを蒸発させるためのもの、「洗浄施設」はVOCを洗浄剤として用いるものをいう。

5 「項番号」は、法施行令別表第1の2の項番号をいう。

6 VOC排出施設は、VOC(主な物質はp6、含有率が1%を超えるもの)を溶剤等で使用している施設をいう。

7 VOC排出施設に係るVOC濃度測定は、平成17年環境省告示第61号に定める方法により年1回以上行い、その記録(測定年月日及び時刻、測定者、測定箇所、測定方法並びに施設の使用状況)は3年間保存しなければならない。

○法（VOC施設）と県条例の関連施設（目安）

項	法（VOC施設）			県 条 例		
	施設の種類	対象規模等	基準	規制対象施設	対象規模	基準
一	化学製品の製造の用に供する乾燥施設	送風機能力 3,000m ³ /時以上	600 (ppmC)	ばい煙 35ハ 接着テープ又はフィルム の製造用乾燥施設及び 焼付施設 38 フェノール樹脂、メラミン樹脂 又は尿素系樹脂の製造 用乾燥施設	すべてのもの ※2	ベンゼン 50ppm (300ppmC) トルエン 100ppm (700ppmC) キシレン 150ppm (1200ppmC) ノルマルヘキサン 100ppm (600ppmC) シクロヘキサン 150ppm (900ppmC) トリクロロエチレン 100ppm (200ppmC)
二	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	排風機能力 100,000 m ³ /時以上	既設 ※1 700 (ppmC) 新設 ※1 400 (ppmC) 前項以外の施設 700 (ppmC)	ばい煙 35ニ ゴム又はゴム製品 製造用塗装施設及び乾燥 施設 37 輸送用機械器具製造 用塗装用乾燥施設 39 研磨布紙製造用塗工 施設及び乾燥施設	すべてのもの ※2	テトラクロロエチレン 100ppm (200ppmC) メチルアルコール 200ppm (200ppmC) 酢酸エチルエステル 400ppm (1600ppmC) 酢酸ブチルエステル 200ppm (1200ppmC) メチルエチルケトン 200ppm (800ppmC) (mg/m ³ 25℃ 1気圧) (★) ホルムアルデヒド 22ppm (22ppmC)
三	塗装の用に供する乾燥施設	送風機能力 10,000m ³ /時以上	木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するもの 前項以外の施設 600 (ppmC)	粉じん 8 吹付け塗装機	吹付け能力 30L/時以上	構造基準 次の各号のいずれかに該当すること 1. 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること 2. 集じん機が設置されていること 3. 前2号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
四	印刷回路用銅張積層板等の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機能力 5,000m ³ /時以上	1,400 (ppmC)	ばい煙 35ハ 接着テープ又はフィルム 製造用乾燥施設及び焼 付施設 41 繊維製品製造用塗工 コーター施設	すべてのもの すべてのもの	上記 (★) 参照 トリクロロエチレン 51ppm (102ppmC)
五	接着の用に供する乾燥施設	送風機能力 15,000m ³ /時以上	1,400 (ppmC)			
六	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷）	送風機能力 7,000m ³ /時以上	400 (ppmC)	規制なし		
七	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷）	送風機能力 27,000m ³ /時以上	700 (ppmC)			
八	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設	洗浄剤が空氣に接する面の面積 5m ² 以上	400 (ppmC)	ばい煙 35ヘ 金属の表面加工用 脱脂施設 42 トリクロロエチレンを使用する 脱脂・洗浄施設 43 テトラクロロエチレンを使用する 脱脂・洗浄施設 44 シクロメタンを使用する 脱脂・洗浄施設	すべてのもの 接する面の面積3m ² 以上 接する面の面積3m ² 以上 接する面の面積0.5m ² 以上	上記 (★) 参照 トリクロロエチレン 51ppm (102ppmC) テトラクロロエチレン 41ppm (82ppmC) シクロメタン 53ppm (53ppmC)
九	ガソリン、原油等の内容物の貯蔵タンク	容量が1,000kL以上 2,000kL未満 容量が 2,000kL以上のもの	60,000 (ppmC) (既設・舊刊) 60,000 (ppmC)	炭化水素 1 原油、ガソリン、有機溶 剤等の貯蔵施設 3 ベンゼン、アクリロニトリル又 は酸化エチレンの貯蔵施設	貯蔵能力 1,000kL以上 貯蔵能力 10kL以上	炭化水素系物質発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準 [p 6 参照]

※1 既設：平成18年3月31日以前に設置、新設：平成18年4月1日以降に設置

※2 バーナーの燃焼能力が重油換算 50L/時以上又は変圧器の定格容量 200kVA以上の乾燥炉又は伝熱面積10m²以上若しくはバーナーの燃焼能力が重油換算50L/時以上のボイラーから熱源を供給されたものをいう。

注1 各乾燥施設の関連施設には、法及び県のばい煙の「乾燥炉」がある。

2 規制対象施設の欄の「ばい煙」とは「ばい煙発生施設」、「粉じん」とは「粉じん発生施設」、「炭化水素」とは「炭化水素系物質発生施設」をいう。

② 法及び県条例対象のばい煙発生施設（有害物質）一覧

単位：原則は、mg/m³

施設名等	対象規模		詳細施設区分		物質名	規制基準		
	法（ばい煙発生施設）	県条例（ばい煙発生施設）						
窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	9	火格子面積 1㎡以上又は 重油換算 50L/時以上又は 変圧器の定格容量 200KVA以上 (14、23、26を除く)	10	同左 0.8㎡以上又は 40L/時以上又は 80KVA以上 (16、25、28の項を除く)	ガラス又は ガラス製品 の製造の用に 供するもの の 酸化鉛を使用するもの	カドミウム ふっ素 鉛	1.0 10 20	
	(12)	変圧器の定格容量1,000KVA以上 (法対象施設でも条例の届出要)	13	同左 600KVA以上	法・県条例該当施設すべて	カドミウム 鉛	0.4 4.0	
廃棄物焼却炉	13	火格子面積 2㎡以上又は 焼却能力 200kg/時以上			法該当施設すべて (県条例は除く)	塩化水素 (標準酸素12%)	700	
銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	14	原料の処理能力0.5t/時以上又は 火格子面積 0.5㎡以上又は 羽口面断面積 0.2㎡以上又は 重油換算 20L/時以上	16	同左 0.3t/時以上又は 同左 0.3㎡以上又は 同左 0.15㎡以上又は 同左 10L/時以上	焙焼炉、転炉、溶解炉、乾燥炉	カドミウム 鉛	1.0 10	
					電解炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	カドミウム 鉛	1.0 30	
カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	15	容量 0.1㎡以上	17	同左 0.05㎡以上	法・県条例該当施設すべて	カドミウム	1.0	
塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	16	原料として使用する塩素(塩化水素にあっては塩素換算量)の 処理能力 50kg/時以上	18	同左	法・県条例該当施設すべて	塩素 塩化水素	30 80	
塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	17	重油換算 3L/時以上	19	40kg/時以上	電解炉のうち有害物質が電解炉から直接吸引され、ダクトを通じて排出口から排出されるもの 電解炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	ふっ素	3.0	
活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る）の用に供する反応炉	18	重油換算 2L/時以上	20	同左		ふっ素	1.0	
化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く）	19	原料として使用する塩素（塩化水素にあっては塩素換算量）の 処理能力 50kg/時以上	21	同左 30kg/時以上				
アルミニウムの精錬の用に供する電解炉	20	電流容量 30KA以上	22	同左 20KA以上	反応施設のうち過りん酸石灰又は重過りん酸石灰の製造の用に供するもの	ふっ素	15	
りん、りん酸、りん酸質肥料又は複合肥料の製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	21	原料として使用するりん鉱石の 処理能力 80kg/時以上又は 重油換算 50L/時以上又は 変圧器の定格容量 200KVA以上	23	同左 50kg/時以上又は 同左 40L/時以上又は 同左 150KVA以上	反応施設のうちに前項以外のもの	ふっ素	10	
					濃縮施設	ふっ素	20	
弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設（密閉式のものを除く）	22	伝熱面積 10㎡以上又は ポンプの動力 1kW以上	24	同左 5㎡以上又は 同左 0.375kW以上	溶解炉のうちりん酸質肥料の製造の用に供するもの	電気炉 平炉	ふっ素 ふっ素	15 20
	23	原料の処理能力80kg/時以上又は 火格子面積 1㎡以上又は 重油換算 50L/時以上	25	同左 50kg/時以上又は 同左 0.8㎡以上又は 同左 40L/時以上	溶解炉のうち前項以外のもの	ふっ素	10	
トリポリりん酸ナトリウムの製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	24	重油換算 10L/時以上又は 変圧器の定格容量 40KVA以上	26	同左 5L/時以上又は 同左 20KVA以上		ふっ素	20	
鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	25	重油換算 4L/時以上又は 変圧器の定格容量 20KVA以上	27	同左 2L/時以上又は 同左 10KVA以上	法・県条例該当施設すべて	鉛	10	
鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	26	容量 0.1㎡以上又は 重油換算 4L/時以上又は 変圧器の定格容量 20KVA以上	28	同左 0.08㎡以上又は 同左 2L/時以上又は 同左 10KVA以上				
鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	29	原料の処理能力 20t/日以上 (法対象施設でも条例の届出要)	29	原料の処理能力 20t/日以上	開底式たて型のもの並びに装炭車に集じん機及び煙突を設置しているもの 上記以外の施設	ベンゼン	60	
コークス炉	(28) 指		30	原料の処理能力		硫化水素 二硫化炭素 硫化水素	75 1,350 75	
ビスコースの製膜施設及び製糸施設			31	5t/日以上	県条例該当施設すべて	(シアン化水素として) ホルムアルデヒド	6.0 7.0 7.0	
バルブ製造の用に供する蒸解施設、濃縮施設及び薬品回収施設			32	重油換算5L/時以上又は変圧器の定格容量20KVA以上				
金属製品の熱処理施設（処理剤としてシアン化合物を使用するものに限る）			33	製品の処理能力 400m/時以上				
繊維の表面加工（合成樹脂を使用するものに限る）の用に供する蒸絨施設			34	重油換算5L/時以上又は変圧器の定格容量20KVA以上				
合板の製造又は表面加工（合成樹脂を使用するものに限る）の用に供する乾燥施設			35イ	すべてのもの	県条例該当施設すべて (単位:mg/m ³ 25℃1気圧)	2種類以上の物質を排出する場合は次式に適合する量 Da+Db+…+Dz ≤ 1 Sm Da：a物質の量 (ppm) Db：b物質の量 (ppm) Dz：z物質の量 (ppm) Sm：a～z物質の規制基準として定められた量を容量比に換算した最大の量 (ppm)		
塗料の製造の用に供する混合施設、溶解施設及び調整施設			ロ		ベンゼン 160 (50ppm) トルエン 380 (100ppm) キシレン 650 (150ppm) ノルマルヘキサン 350 (100ppm) シクロヘキサン 520 (150ppm) トリクロロエチレン 540 (100ppm) テトラクロロエチレン 680 (100ppm) メチルアルコール 260 (200ppm) 酢酸エチルエステル 1,440 (400ppm) 酢酸ブチルエステル 950 (200ppm) メチルエチルケトン 590 (200ppm)			
接着剤の製造の用に供する反応施設、混合施設、溶解施設、及び調整施設			ハ					
接着テープ又はフィルムの製造の用に供する混合施設、溶解施設、乾燥施設及び焼付施設			ニ					
ゴム又はゴム製品の製造の用に供する吹付塗装施設及び乾燥施設			ホ					
油脂又は油脂製品の製造の用に供する抽出施設及び蒸溜施設			ヘ	(42、43項を除く) すべてのもの				
金属の表面加工の用に供する脱脂施設	指		ト	すべてのもの				
上6項に掲げるもの以外の化学工業品又は石油製品の製造の用に供する施設(注3)のうち蒸発施設、濃縮施設、混合施設及び溶解施設	指							
カプロラクタムの製造の用に供する施設のうちベンゼン処理施設			36	すべてのもの		ベンゼン	30	
輸送用機械器具製造の用に供する塗装用乾燥施設	(11)	(乾燥炉) 火格子面積 1㎡以上又は 重油換算 50L/時以上又は 変圧器の定格容量 200KVA以上	37	重油換算50L/時以上又は変圧器の定格容量200KVA以上の乾燥炉又は法対象ボイラーから熱源を供給された乾燥施設 (34項を除く)		ホルムアルデヒド	30	
フェノール樹脂、メラミン樹脂又は尿素系樹脂の製造の用に供する反応施設、乾燥施設			38					
研磨布紙の製造の用に供する塗工施設、乾燥施設			39					
鋳造の用に供するシェルモールド中子造型施設			40	すべてのもの				
繊維製品の製造の用に供する塗工コーター施設			41			トリクロロエチレン	300	
トリクロロエチレンによる脱脂・洗浄施設	指	(トリクロロエチレンによる洗浄施設)	42	空気に接する面の面積が3㎡以上		テトラクロロエチレン	300	
テトラクロロエチレンによる脱脂・洗浄施設	指	(テトラクロロエチレンによる洗浄施設)	43					
ジクロロメタンを使用する脱脂・洗浄施設			44	空気に接する面の面積が0.5㎡以上		ジクロロメタン		
ウレタンの製造の用に供する発泡施設			45	すべてのもの				
接着剤塗布施設			46	スプレーガンの吹付け能力が30L/時以上				
偏光フィルムの製造の用に供する延伸施設			47					
ウレタンフォーム原料製造の用に供する反応施設、蒸発施設			48			アクリロニトリル	90	
アクリロニトリルを使用する合成樹脂製造用反応施設、蒸発施設			49	すべてのもの				
エチレンカーボネイト製造の用に供する反応施設			50			酸化エチレン	90	
滅菌施設（医療業を除く）			51	容量 3㎡以上				

注1 「指」とは、③指定物質排出施設もご覧ください。なお、法対象施設については原則、県条例の届出は不要です。

注2 「重油換算」とは「(バーナーの)燃料の燃焼能力の重油換算」をいい、液体燃料10L、気体燃料16Nm³、固体燃料16kgを各々重油10Lとして換算する。

注3 「ベンゼン、トルエン、キシレン、ノルマルヘキサン、シクロヘキサン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、メチルアルコール、酢酸エチルエステル、酢酸ブチルエステル、メチルエチルケトン」を使用するものに限り。

③ 指定物質排出施設一覧（法附則第9項、法施行令附則第4項、告示第5、6号）

項	指定物質排出施設	施設の種類	対象規模	指定物質抑制基準 (mg/m ³)			備考
				指定物質	排ガス量 (m ³ /時)	施設の設置年月日 ～H9. 3. 31 H9. 4. 1～	
1	ベンゼンを蒸発させるための乾燥施設	溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるもの	送風機の送風能力が1,000m ³ /時以上	ベンゼン	3000以上	100 50	
					1000以上 3000未満	200 100	
2	コークス炉		原料の処理能力が20 t/日以上		—	100※ 100	法ば28 県ば29
3	ベンゼンの回収の用に供する蒸留施設（常圧蒸留施設を除く。）	溶媒として使用したベンゼンの回収の用に供するもの	全て		1000以上	200 100	
4	ベンゼンの製造の用に供する脱アルキル反応施設（密閉式のものを除く。）	排出ガスをフレアスタックで処理するものを除く	全て		—	100 50	
5	ベンゼンの貯蔵タンク	浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く	容量が500 kL以上		1000以上	1500 600	
					500以上 1000未満	— 600	
6	ベンゼンを原料として使用する反応施設（密閉式のものを除く。）	排出ガスをフレアスタックで処理するものを除く	ベンゼンの処理能力1 t/時以上		3000以上	100 50	
					1000以上 3000未満	200 100	
7	トリクロロエチレン等を蒸発させるための乾燥施設	溶媒としてトリクロロエチレン等を使用するもの	送風機の送風能力が1,000m ³ /時以上	トリクロロエチレン	1000以上	500 300	
				テトラクロロエチレン		500 300	
8	トリクロロエチレン等の混合施設（密閉式のものを除く）	溶媒としてトリクロロエチレン等を使用するもの	混合槽の容量5 kL以上	トリクロロエチレン	—	500 300	県ば35ト
				テトラクロロエチレン	—	500 300	
9	トリクロロエチレン等の精製又は回収の用に供する蒸留施設（密閉式のものを除く）	トリクロロエチレン等の精製の用に供するもの及び原料として使用したトリクロロエチレン等の回収の用に供するもの	全て	トリクロロエチレン	—	300 150	県ば35ト
				テトラクロロエチレン	—	300 150	
10	トリクロロエチレン等による洗浄施設（次号に掲げるものを除く）	トリクロロエチレン等により洗浄するもの	トリクロロエチレン等が空気に接する面の面積が3m ² 以上	トリクロロエチレン	—	500 300	法V 8 県ば35ハ
				テトラクロロエチレン	—	500 300	県ば42 県ば43
11	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機（密閉式のものを除く）		処理能力が30kg/回以上	テトラクロロエチレン	—	500 300	

※ 開底式たて型のもの並びに装炭車に集じん機及び煙突を設置するものを除く。

注1 指定物質排出施設は届出の必要はありません。また、測定義務はありません。

2 「ベンゼン」は、濃度が体積百分率60%以上のものに限る。

3 「トリクロロエチレン等」とは、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンをいう。

4 備考欄に記入の有る施設は、①又は②の一覧を参照してください。例えば、「法ば28」は大気汚染防止法のばい煙発生施設の28項、「法V 8」は大気汚染防止法のVOC排出施設の8項を示す。

④ 炭化水素系物質発生施設一覧（県条例第16条、県条例施行規則第6条、第20条）

項	炭化水素系物質発生施設	対象規模	炭化水素系物質発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準
1※	原油、ガソリン、ナフサ、農耕用燃料油又はジェット燃料油（規格K二二〇九に規定する一号及び二号のジェット燃料油を除く。以下同じ。）の貯蔵施設（次項に掲げるものを除く。）及び有機溶剤（石油系炭化水素、ハロゲン化炭化水素、アルデヒド類、ケトン類及びアルコール類に限る。以下同じ。）の貯蔵施設	貯蔵能力が1,000kL以上であること	1. 次のいずれかに該当すること イ 浮屋根型の施設であること ロ 固定屋根型、たて型、横型及び球型の施設にあっては、通気管に凝縮装置、吸収装置若しくは吸着装置が設置されているか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置が設置されていること 2. 油送車から排出される炭化水素系物質を除去するための装置を設置し、油送車に原油、ガソリン、ナフサ、農耕用燃料油、ジェット燃料油及び有機溶剤を注入する場合は、これを使用すること
2	ガソリンスタンドに設置されるガソリンの貯蔵施設	貯蔵能力の合計が40kL以上であること	次の各号のいずれかに該当すること 1. 施設の通気管に凝縮装置、吸収装置若しくは吸着装置が設置されているか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置が設置されていること 2. 施設の通気管に油送車と直結する炭化水素系物質回収装置が設置されていること
3※	ベンゼン、アクリロニトリル又は酸化エチレンの貯蔵施設（1の項に掲げるものを除く）	貯蔵能力が10kL以上であること	1. 次のいずれかに該当すること イ 浮屋根型の施設であること ロ 固定屋根型、たて型、横型及び球型の施設にあっては、通気管に凝縮装置、吸収装置若しくは吸着装置が設置されているか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置が設置されていること 2. 次のいずれかに該当すること イ 油送車から排出される炭化水素系物質を除去するための装置を設置し、アクリロニトリル等を注入する場合は、これを使用すること ロ 施設の通気管に油送車と直結する炭化水素系物質回収装置が設置されていること

※ 貯蔵能力が1000kL以上の貯蔵施設については、法の揮発性有機化合物排出施設（①VOC揮発性有機化合物排出施設）もご覧ください。

注 炭化水素系物質とは、気体状又は微粒子状の炭化水素系の物質（ばい煙を除く）をいう。

4. ばい煙の測定頻度（有害物質・VOC）

区分 物質	法対象施設		県条例対象施設	
	施設の区分	測定時期	施設の区分	測定時期
有害物質 (窒素酸化物を除く)	排出ガス量が4万m ³ /時以上の施設	2月を超えない作業期間ごとに1回以上	排出ガス量が4万m ³ /時以上の施設	2月を超えない作業期間ごとに1回以上
	排出ガス量が4万m ³ /時未満の施設	年2回以上	排出ガス量が4万m ³ /時未満の施設	年2回以上 (検知管法による場合は月1回以上)
VOC	VOC排出施設	年1回以上		

注1 有害物質については、6月/年以上継続休止する季節稼働施設等については、1回/年以上とする。

2 測定した結果は、3年間保存する。

5. 届出について

- (1) 法のばい煙発生施設・VOC排出施設又は県条例ばい煙発生施設を設置するとき、あるいは施設の構造、使用の方法(燃料を含む)、処理の方法を変更するとき等

発生施設等	届出の種類	届出の期日
法(ばい煙発生施設・VOC排出施設) 県条例(ばい煙発生施設)	設置届出	工事開始の60日前まで
	使用届出	事由の生じた日から30日以内
	変更届出	工事開始の60日前まで

- (2) 県条例炭化水素系物質発生施設を設置するとき、あるいは施設の構造、使用の方法(燃料を含む)、処理の方法を変更するとき等

発生施設等	届出の種類	届出の期日
県条例(炭化水素系物質発生施設)	設置届出	工事開始の前日まで
	使用届出	事由の生じた日から30日以内
	変更届出	工事開始の前日まで

- (3) 届出者が、次の事由に該当するとき

事 由	届出の種類	届出の期日
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったとき	氏名等変更届	30日以内
工場等の名称及び所在地に変更があったとき		30日以内
ばい煙発生施設等の使用を廃止したとき	使用廃止届出	30日以内
ばい煙発生施設等を借り受けたり譲り受けたとき。相続又は合併があったとき	承継届出	30日以内

- (4) 指定物質排出施設(法)は、届出の義務はありません。

届出・ご相談・お問い合わせ先

市外局番(052)

西区公害対策課 (担当区: 東・北・西・中村・中)	西区花の木二丁目18-1 (西区役所5階)	☎ 523-4613 FAX 523-4634
港区公害対策課 (担当区: 熱田・中川・港)	港区港栄二丁目2-1 (港保健センター3階)	☎ 651-6493 FAX 651-5144
南区公害対策課 (担当区: 瑞穂・南・緑・天白)	南区前浜通3-10 (南区役所2階)	☎ 823-9422 FAX 823-9425
名東区公害対策課 (担当区: 千種・昭和・守山・名東)	名東区上社二丁目50 (名東区役所1階)	☎ 778-3108 FAX 778-3110

名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課 ☎ 972-2674(直通) FAX 972-4155

届出書等は名古屋市公式ウェブサイト (<https://www.city.nagoya.jp/>) からダウンロードできます。

(事業向け情報→ごみ・環境保全→申請書・届出書ダウンロード
→環境保全に関する法律・条例等の届出書・申請書(総目次)→大気関係)



届出書等のダウンロードはこちら

環境保全

目次

サイト内検索

(R6.4)